

令和5年度赤い羽根共同募金配分事業
地域子ども見守り活動助成要項

京丹後市共同募金委員会

1. 目 的

地域の子どもを地域で守るために、地域住民が関係団体等と連携して行う見守り活動を支援し、地域の福祉力の増進を図ることを目的とします。

2. 対 象

京丹後市内の小中学校区の子ども見守り組織

3. 期 間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

4. 内 容

地域の子ども見守り活動

- ①登下校の見守り活動
- ②防犯、交通教室

5. 助 成 金

児童数150人未満の校区 10,000円

児童数150人以上の校区 15,000円

*助成金の額は助成対象経費の範囲内とします。

*他団体または他団体を実施する事業への助成はできません。

*活動状況によって返戻していただく場合があります。

*赤い羽根共同募金の予算額を配分金が上回った場合、各団体への助成金額に応じて比例した割合で削減することがある。

6. 助成金の使途

地域の子ども見守り活動に必要な経費で目的以外に使用できません。

(消耗品費、通信運搬費、賃借料、謝金、材料代、印刷代、会議費など)

*外食代やお弁当の購入代、アルコール代は該当しません。

*10,000円以上の備品は該当しません。

7. 申 請

様式1・2を記入のうえ提出してください。ただし、様式3は、内容がわかる資料添付があれば提出は不要です。

提出期日：令和5年5月31日（水）

提出先：京丹後市共同募金委員会（窓口：京丹後市社会福祉協議会）

8. 報 告

様式4・5に活動内容がわかる資料（案内文書や写真など）、レシートまたは領収書（写し）、ありがとうメッセージを添付し提出してください。

提出期日：事業終了後速やかにお願いします。

最終期日：令和6年4月1日（月）

提出先：京丹後市共同募金委員会（窓口：京丹後市社会福祉協議会）

9. そ の 他

- 事業の実施にあたりましては、「赤い羽根共同募金」の配分金を活用した事業であることを周知願います。
- 申請内容の変更など、事業に関するご相談は京丹後市社会福祉協議会が窓口です。